

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の13第3項
処 分 の 概 要 : 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者(委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項(許可証)・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第32条(許可証の書換えの申請)・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第78条(年少射撃資格認定証の書換えの申請)・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第79条(年少射撃資格認定証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3日(書換えにあつては1日)
申 請 先 : 所轄警察署生活安全課(係)
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課(係)
備 考 :